



平成 27 年 4 月 22 日

各 位

会 社 名 OCHI ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 越智 通広
(コード番号:3166 東証第一部・福証)
問合せ先 取締役財務部長 中村 尚生
(TEL 092 - 711 - 9173)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これは、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年法務省令第 6 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されることを踏まえ改定するものであります。

記

内部統制システム構築の基本方針

平成 22 年 10 月 1 日制定

平成 27 年 4 月 22 日改定

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第 362 条第 4 項第 6 号)

- ① 当社グループは、コンプライアンスの基本方針を設け、当社グループの取締役の法令遵守の徹底、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することを義務付ける。
当社グループは、社会規範・倫理そして法令などの遵守により、公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。
- ② 当社グループの取締役は、この実践のため経営理念、コンプライアンス規則及びコンプライアンスマニュアルに従い、グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先して行ない、内部通報制度の一環として「越智ホットライン」を設置する。
- ③ リスクマネジメント部は、組織横断的なコンプライアンス体制を確立し、問題点の把握及び解決に努め、取り組み状況については、定期的に取り締り会等に報告する。
- ④ 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号)

- ① 取締役は、その職務の執行に係る文書及び電磁的記録その他の重要な情報については、法令及び「文書管理規則」その他の社内規則に基づき、適切に作成・保存・管理する。取締役及び監査役は、いつでも、これを閲覧することができる。
- ② 会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集したうえで、法令等に従い適切に開示する。

3. 損失の危機の管理に関する規則その他の体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号)

- ① リスク管理は、「リスクマネジメント基本方針」に基づき、リスクマネジメント部が日常的に統括する。
- ② リスク情報の集約及び共有化を目的として、組織横断的なリスクマネジメント委員会を設置し、発生しているリスクの他、将来発生する可能性がある重要なリスク等についても協議を行なう。
- ③ 取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスク(不確実性)に対処すべく、リスクマネジメントの運用を実践する。
- ④ リスクを未然に防止するために、業務に係る規則やマニュアルを制定し運用を行なわせるとともに、「業務分掌規則」や「職務権限規則」によりチェック機能を分担させ、かつ監査役監査、内部監査及び監査法人監査などを通して、チェック機能が有効に機能しているかを監視・報告させる。
- ⑤ 通常のリスク監視体制を超えるものについては、個別に「リスク対応プロジェクト」を適宜発足させ対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号)

- ① 取締役会は、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の業務分掌・職務権限規則に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役・執行役員に業務の執行を行なわせる。
- ② 取締役会は、毎月 1 回定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
- ③ 取締役会は、経営計画及び業務運営方針に関して、定期的に検証すべき項目を定め、現状分析、改善策等を報告させ、必要に応じて計画を修正させ、常に業務が効率的に推進できるようにする。

5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号)

- ① 当社グループは、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、社是、社訓、経営理念の実践及び企業行動規範、企業行動基準となる規則等の運用の徹底を行なう体制を構築する。
- ② 当社グループの従業員は、グループ各社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、当社リスクマネジメント部長に報告をするものとしている。リスクマネジメント部長は、報告された事実についての調査を指揮・監督し、リスクマネジメント委員会で協議のうえ、必要と認める場合は適切な対策を決定する。
- ③ 当社グループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、従業員が直接通報を行なう手段

を確保するため、「越智ホットライン」を運営しており、この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、通報者の不利益が生じないことを確保する。

- ④ 重要な通報については、その内容と会社の対処の状況・結果について、適切にグループの従業員に開示し、周知徹底する。
- ⑤ 内部監査室の検査の受検により企業倫理の遵守を徹底する体制を構築する。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号)

- ① 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの企業集団としての業務の適正性を確保するために必要な、企業グループとしての規範・規則を整備する。
- ② 当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし、適切なものとする。
- ③ 代表取締役及び業務の執行を担当する取締役は、それぞれの職務の分掌に従い、グループ企業が適切な内部統制を行なうよう指導する。
- ④ 内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、企業グループ全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその監査報告については、その重要度に応じ取締役会等への報告を行なうこととする。
- ⑤ 監査役が、企業グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行なえるよう、会計監査人及び内部監査室との連携等の確な体制を構築する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号)

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行なう際は、監査役の指示命令に従う。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指示命令に従い、監査役監査に必要な情報を収集する。
- ③ 監査役の職務を補助すべき使用人は、その業務執行に際して、取締役、執行役員及び従業員から不当な制約を受けない。

8. 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号イ、ロ)

- ① 取締役及び従業員は、下記の事項及びそれに類する事項に関し、その情報を定期的に監査役に報告する。
 - (1) 当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項
 - (2) 当社グループの内部統制に関する活動概要
 - (3) 内部通報制度（越智ホットライン）の運用・通報の状況等
- ② 当社グループの取締役及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行なう。

9. 取締役及び従業員が監査役へ報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第5号)

取締役及び従業員等通報者が監査役へ報告をしたことにより、不利な取扱いを受けないようにする。このことは、当社グループのコンプライアンス規則に明記する。

10. その他の監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号)

- ① 監査役は、代表取締役及び監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- ② 監査役は、内部監査室と定期的な情報交換を行ない緊密な連携を図る。
- ③ 監査役又は監査役会は、取締役から当社グループに著しい損害が発生する虞がある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行ない、取締役に対して助言又は勧告を行なうなど、状況に応じ適切な処置を講じる。
- ④ 監査役が、その職務を遂行するために必要と判断した時は、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用は会社に求めることとする。
- ⑤ 監査役が、その職務の執行について費用の前払等を請求した場合は、監査役の職務の執行に必要でないと判断した場合を除き、その請求に応じる。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法及び関係法令等が定める評価・監査の基準並びに実施基準に沿った適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるために、代表取締役の指示の下、内部統制の整備及び運用の体制を構築する。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 取締役及び従業員は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応する。
- ② 反社会的勢力の経営活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から、行動規範において反社会的勢力との係わり方について定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組む。
- ③ 反社会的勢力に対しては、通達等において主管部署及び情報収集・管理・報告方法等を定めるほか、外部専門機関との連携による情報収集や社内研修の実施を通じて、事案の発生時に速やかに対処できる体制を構築する。

以上